

§ 2. 点検結果一覧表

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（1／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸
1	1-3号線		BOX	4.2m	上部道・盛土法面											A	A								ガードレール 1.11m	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・損傷がなく健全である。			
				内面														A	A	A									
				躯体																	A	A	A	A					
2	台橋		橋	3.3m	主桁					a	無			無	・主桁: 変色・劣化 e ・地覆: 変形・欠損 c ・下部工: 変形・欠損 c ・下部工: 配管支持金具 腐食・破断 e										高欄 0.65m	【緊急輸送道路の指定: 有(1-6号線)】 ・主桁下面に変色し、部分的に表面の剥離が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とするが、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・橋台堅壁にひびわれ、漏水および遊離石灰が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。また、橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆に局部的な欠損が確認されたが、鉄筋露出等の損傷がないため経過観察とする。 ・配管支持金具に腐食および破断が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。			
			横桁																										
			床版																										
			下部工						c	無			無																
			支承											無															
			路面											無															
3	1-7号線		橋	4.3m	主桁					b	無			無	・防護柵: 腐食-b ・地覆: 変形・欠損-c										ガードレール 0.68m	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・床版下面に一方向のひびわれが確認されたが、局部的であり進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆に局部的な欠損が確認されたが、鉄筋露出等の損傷がないため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
			横桁																										
			床版																										
			下部工						a	無			無																
			支承											無															
			路面											無															
4	山王橋		BOX	6.0m	上部道・盛土法面											B	A								ガードレール 1.05m	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・頂版に軽微な遊離石灰が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆と躯体の打継目から遊離石灰が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。			
			内面															A	A	A									
			躯体																		A	B	A	A					
5	円松橋		橋	11.3m	主桁					a	無			無	・防護柵: 腐食 c ・排水桝: 土砂詰まり e ・下部工: 変形・欠損・剥離 c ・伸縮装置: エラストイト突出 e										ガードレール 0.90m	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・主桁の間詰部に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台前面に設置されている護岸が沈下しているように思われるため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・下部工に局部的な剥離が生じているが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・伸縮装置部のエラストイトが突出しているため、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
			横桁																										
			床版							無	無	c	無																
			下部工						a	無			無			有													
			支承											無															
			路面											無															

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（2／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価			
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害
6	1ー16号線		BOX	3.4m	上部道・盛土法面												B	B							ガードレール	1.02m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれ、目地周辺に漏水跡が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールの端部に変形が確認されたが、水路への転落の恐れは無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に局所的なひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面													A	A	A										
					躯体																B	A	A	B						
7	新田橋		BOX	5.0m	上部道・盛土法面												A	B							高欄	1.07m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれ、目地の開き(5.0mm程度)が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。			
					内面													A	A	A										
					躯体																B	A	A	B						
8	大堰橋		橋	22.0m	主桁					a	無			無											高欄	1.10m	【緊急輸送道路の指定:有(1-12号線)】 ・損傷がなく健全である。			
					横桁																									
					床版						無	無	a	無																
					下部工					a	無		無			無														
					支承											無														
					路面										無															
9	1ー12号橋		BOX	6.0m	上部道・盛土法面												B	B							ガードレール	0.92m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・地覆側面に遊離石灰が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。			
					内面													A	A	A										
					躯体																B	A	A	A						
10	西田橋		BOX	5.6m	上部道・盛土法面												A	A							高欄	1.22m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。			
					内面													A	A	A										
					躯体																A	A	A	A						

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（3／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価				
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害													⑫ 下部工の変状	「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。		
11	石橋		橋	4.6m	主桁					b	無			無			・下部工:変形・欠損（すりへり・浸食）c									縦格子柵	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。	1.30m				
					横桁																											
					床版																											
					下部工	a	無	無	無	a	無			無		無																
					支承											無																
					路面										有																	
12	2－3－2号橋		橋	3.6m	主桁					a	無			無												ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。	0.72m				
					横桁																											
					床版	a	無	無	無		無	無	a	無																		
					下部工					a	無			無		無																
					支承											無																
					路面										無																	
13	地藏橋		BOX	6.0m	上部道・盛土法面												A	A							ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。	1.10m					
					内面															A	A	A										
					躯体																	A	A	A					A			
14	牛村橋		橋	7.9m	主桁					a	無			無			・縁石:変形・欠損 c									高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・縁石に車両の衝突と思われる欠損が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。	1.00m				
					横桁																											
					床版						無	無	c	無																		
					下部工					a	無			無		無																
					支承											無																
					路面										無																	
15	上罇吉橋		BOX	5.4m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に多数のひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・躯体と水路の目地にズレが生じているが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	1.01m					
					内面															A	A	A										
					躯体																	C	A	A					B			

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（4／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ PC定着部の異常	⑩ 路面の凹凸													
16	2ー11号橋		BOX	3.5m	上部道・盛土法面													B	A						ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面														A	A	A							
					躯体																		C	A				A
17	吉田橋		橋	33.7m	主桁					a	有			無											高欄	◎	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁、下部工に鉄筋露出が確認されたが、断面減少が生じている箇所があるため速やかに補修を行うことが望ましい。 ・床版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・P6橋脚が河川側に傾斜しているように思われるため、速やかに補修を行うことが望ましい。 ・橋梁本体は老朽化が進んでおり、大型車の通行は構造本体に悪影響を与えるため、車両荷重制限を行うことが望ましい。 ・本橋においては、今後発生すると思われる大地震に備え、抜本的な対策が必要である。	
					横桁					a	無			無														
					床版						無	無	b	無														
					下部工					c	有			無		無												
					支承											無												
					路面										無													
18	2ー14号橋		橋	2.9m	主桁					a	無			無											－		【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に局所的な鉄筋露出が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。	
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無			無		無												
					支承											無												
					路面										有													
19	2ー16号橋		橋	7.0m	主桁					a	無			無											ガードレール	△	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁の問詰部に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面の凹凸が最大80mmあるため、歩行者および自転車の安全性のために補修を行うことが望ましい。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。 ・ガードレールの支柱基部に欠損が確認されたため、車両の衝突による水路への転落を防止するために早期に補修を行うことが望ましい。	
					横桁																							
					床版						無	無	c	無														
					下部工					a	無			無		無												
					支承											無												
					路面										有													
20	天神島橋		橋	28.4m	主桁					a	無			無											高欄		【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。	
					横桁					a	無			無														
					床版						無	無	a	無														
					下部工					a	無			無		無												
					支承											無												
					路面										無													

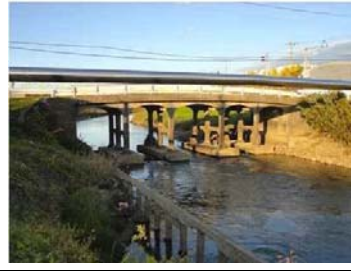
注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる

△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（5／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性は ないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価					
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状			
21	218号橋		橋	4.7m	主桁					a	無			無			・A1橋台:変形・欠損(すりへり・浸食)-c ・防護柵:腐食-b									ガードレール	【緊急輸送道路の指定:有(2-18号線)】 ・床版に局部的な鉄筋露出が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とするが、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	1.05m					
					横桁																												
					床版																												
					下部工					d	無			無		無																	
					支承										無			無															
					路面											無																	
22	2ー18号橋		橋	2.3m	主桁					b	無			無			・下部工:A1橋台 コンクリート変形・欠損(剥離 水道管の移動による) c ・下部工:A2橋台 ブラケット ゆるみ・脱落 c										－	【緊急輸送道路の指定:有(2-18号線)】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工に水道管の支持ブラケット移設により生じたと思われる剥離が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・水道管の支持ブラケットにゆるみが生じているため、維持工事において補修を行うことが望ましい。	－				
					横桁																												
					床版																												
					下部工					a	無			無		無																	
					支承											無																	
					路面											無																	
23	古川橋		橋	19.7m	主桁					a	無			無			主桁:うき e 下部工:うき e 漏水・遊離石灰 b										ガードレール	【緊急輸送道路の指定:有(2-18号線)】 ・下部工、床版に鉄筋露出が確認されたが、断面減少が生じている箇所があるため速やかに補修を行うことが望ましい。 ・下部工に多数のうきが確認されており、鉄筋の腐食等の損傷が考えられることから速やかに補修を行うことが望ましい。 ・橋梁本体は老朽化が進んでおり、大型車の通行は構造本体に悪影響を与えるため、車両荷重制限を行うことが望ましい。 ・本橋においては、今後発生すると思われる大地震に備え、抜本的な対策が必要である。	0.74m	◎			
					横桁																												
					床版	a	無	無	無		有	無	a	無																			
					下部工					c	有			無		無																	
					支承											無																	
					路面											無																	
24	幸南橋		橋	25.6m	主桁					a	無			無			・主桁:変形・欠損 c ・下部工:その他(擁壁との間(90mm) e その他(落書き) e ・排水柵:土砂詰まり e ・防護柵:腐食 b その他(ボルトのゆるみ・がたつき) e										ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁に一部欠損、間詰部に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工本体に損傷は見られなかったが、下部工と擁壁との隙間が90mm程度開いていたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。 ・ガードレールのボルトにゆるみ、がたつきが生じているため、車両の衝突による河川への転落を防止するため、早期に補修を行うことが望ましい。 ・下部工に落書きがされているため、維持工事において落書きを落とすことが望ましい。	0.97m	△			
					横桁																												
					床版							無	無	c	無																		
					下部工					a	無			無		無																	
					支承											無																	
					路面											無																	
25	大日橋		BOX	8.9m	上部道・盛土法面												A	B								高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。	1.11m					
					内面														A	A	A												
					躯体																	A	A	A	A								

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。

注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。

注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（6／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷	①	②	①	②	③	①	②	③	④	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	上部側溝に目違いはないか？	路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	コンクリート片の落下の危険性はないか？	目地材の落下の危険性はないか？	横断方向に連続したクラックはないか？	横断方向全体に亘るクラックはないか？				壁面に錆汁や漏水(遊離石灰含む)を伴うクラックはないか？
26	68号橋		BOX	4.7m	上部道・盛土法面												D	A								高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸(40mm程度)が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A									
					躯体																B	A	A	A	1.10m				
27	69号橋		BOX	5.0m	上部道・盛土法面												B	A								高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・躯体コンクリートの一部に剥離が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A									
					躯体																B	A	A	A	1.08m				
28	174号橋		橋	3.8m	主桁	e	無	無	無																	ネットフェンス	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版デッキプレートに腐食が確認されたが、断面減少に至っていないことから構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とするが、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ネットフェンスに変形が確認されたが、高低差が低く危険をともなわないため経過観察とする。		
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無		無		無														
					支承											無													
					路面									無												0.86m			
29	206号橋		BOX	4.6m	上部道・盛土法面												A	A								高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・BOX本体と水路部の目地にズレが生じているが、軽微であり進行は遅いと考えられるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A									
					躯体																A	A	A	B	1.08m				
30	270号橋		橋	4.1m	主桁					a	無		無													—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に局部的な鉄筋露出が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であることから経過観察とする。		
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無		無		無														
					支承											無													
					路面									有												—			

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（7／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷	①	②	①	②	③	①	②	③	④	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	上部側溝に目違いはないか？	路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	コンクリート片の落下の危険性はないか？	目地材の落下の危険性はないか？	横断方向に連続したクラックはないか？	横断方向全体に亘るクラックはないか？				壁面に錆汁や漏水(遊離石灰含む)を伴うクラックはないか？	目地の段差や開きはないか？
31	頭ノ橋		BOX	4.5m	上部道・盛土法面												B	A								ガードレール 1.08m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面															A	A	A								
					躯体																			A	A				A	A
32	天沼橋		橋	4.5m	主桁					a	無		無				・下部工:変形・欠損(すりへり・浸食)c ・地覆:変形・欠損(モルタル剥離)c										-	【緊急輸送道路の指定:無】 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であることから経過観察とする。		
					横桁																									
					床版																									
					下部工					a	無		無		無															
					支承											無														
					路面									有																
33	333号橋		BOX	5.5m	上部道・盛土法面												B	A								ガードレール 1.17m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に軽微な舗装ひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。			
					内面															A	A	A								
					躯体																		A	A	A				A	
34	田倉橋		BOX	6.8m	上部道・盛土法面												C	A								ガードレール 1.10m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面															A	A	A								
					躯体																		A	A	A				A	
35	長倉橋		BOX	7.0m	上部道・盛土法面												D	A								ガードレール 0.98m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に充填モルタルの剥離による凹凸が確認されたが、通行の障害となるため早期に補修を行うことが望ましい。	△		
					内面															A	A	A								
					躯体																		A	A	A				A	

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（8／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水(遊離石灰を含む)を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C定着部の異常	⑩ 路面の凹凸		⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？				③ 壁面に錆汁や漏水(遊離石灰を含む)を伴うクラックはないか？
36	堤橋		BOX	6.0m	上部道・盛土法面													A	A							ガードレール 1.07m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。		
					内面														A	A	A								
					躯体																		A	A	A				A
37	386号橋		橋	3.4m	主桁					a	有		無				・地覆:変形・欠損c ・防護柵:腐食c ・舗装:舗装の異常(劣化)c									高欄 0.79m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから当面の間は経過観察でよいが、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・パイルベント基礎にひびわれが確認されたが、局部的であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆に一部欠損が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・防護柵に一部腐食が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・路面に舗装の劣化が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																								
					床版																								
					下部工					c	無		無		無														
					支承											無													
					路面										無														
38	399号橋		BOX	6.6m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール 1.03m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面														A	A	A								
					躯体																	A	A	A				A	
39	牛中橋		橋	4.1m	主桁					a	無		無			・下部工:その他(目地・開き・段差)e ・防護柵:腐食b									ガードレール 1.11m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台前面に大きな開きが確認されたため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに一部腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無		無		無														
					支承												無												
					路面										有														
40	雁橋		橋	9.8m	主桁					b	無		無			・舗装:舗装の異常(ひびわれ 幅5mm未満) e									高欄 1.05m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無		無		無														
					支承												無												
					路面										有														

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（9／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価					
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状			
41	503号橋		橋	11.1m	主桁	/	/	/	/	b	無	/	/	無	/	・防護柵: 腐食 c ・地覆: 剥離・鉄筋露出 d									高欄	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・床版に局部的な剥離・鉄筋露出が確認されたが、鉄筋は断面減少に至っていないことから経過観察とするが、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・防護柵は腐食が進行しているため、維持工事において塗装塗替えまたは取替えを行うことが望ましい。	1.02m						
					横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/
					床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/
					下部工	/	/	/	/	a	無	/	無	/	無		/	無	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/
42	大日橋		橋	8.8m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	無	/	・下部工: A1橋台: その他(擁壁移動) e ・防護柵: 腐食 c ・地覆: 漏水・遊離石灰 d									ガードレール	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・主桁の間詰部に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆側面に遊離石灰が確認されたが、進行は遅いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・橋台側面の擁壁が移動していたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。	0.77m							
					横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					床版	/	/	/	/	/	無	無	c	無		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					下部工	/	/	/	/	a	無	/	無	/		無	/	無	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
43	518号橋		橋	4.8m	主桁	/	/	/	/	b	無	/	無	/	・桁間: その他(漏水跡) e 主桁01,02は鋼部材(H形鋼)									メッシュフェンス	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・床版下面に局部的な鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。 ・床版上面に軽微なひびわれが確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・床版下面に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。	1.14m							
					横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					床版	a	無	無	無	/	無	無	a	無		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					下部工	/	/	/	/	a	無	/	無	/		無	/	無	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
44	529号橋		橋	5.0m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	無	/	・鋼板(床板下面): 腐食 c ・防護柵: 腐食 c ・地覆: 腐食 c 欠損 c ・伸縮装置: 変形・欠損 c									ガードレール	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・床版下面は鋼板接着されており、鋼板に腐食および漏水跡が確認されたが、損傷が広範囲でないことから当面の間は経過観察とする。 ・下部工に局部的なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・地覆に一部欠損が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。	1.03m							
					横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					下部工	/	/	/	/	b	無	/	無	/		無	/	無	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/		有	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
45	537号橋		橋	5.0m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	無	/	・防護柵: 腐食 c									ガードレール	【緊急輸送道路の指定: 無】 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	0.90m							
					横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					下部工	/	/	/	/	a	無	/	無	/		無	/	無	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/		無	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/		有	/	/	/	/	/	/	/					/	/	/	/	/	/

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（10／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価				
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状		
46	神社橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面													B	A							高欄	【緊急輸送道路の指定：無】 ・目地に漏水跡が確認されたが、局所的であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・高欄に欠損および塗装劣化が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・側壁に局所的な鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないため経過観察とする。					
					内面																A	B	A									
					躯体																		A	A	A				B			
47	577号橋		BOX	5.0m	上部道・盛土法面													D	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版および側壁にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に30mm程度の凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であることから経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。					
					内面																	A	A	A								
					躯体																			B	B				A	A		
48	587号橋		BOX	3.7m	上部道・盛土法面														B	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが広範囲に確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールのボルトに抜けが確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるが早期に補修を行うことが望ましい。	△			
					内面																	A	A	A								
					躯体																			C	C	B				A		
49	589号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面														B	B							ガードレール	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、局所的であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。				
					内面																	A	A	A								
					躯体																				B	A				A	A	
50	614号橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面														B	A							パイプ柵	【緊急輸送道路の指定：無】 ・パイプ柵に軽微な腐食が確認されたが、本橋は人道橋でありパイプ柵の外側にネットフェンスが設置してあることから、早期の対策は不要と考えられるため経過観察とする。				
					内面																		A	A	A							
					躯体																					A				A	A	A

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。